

(案)

八尾市外国人市民会議からの意見

－八尾市における多文化共生社会の推進に向けて－

令和7年(2025年)3月

八尾市外国人市民会議

はじめに

八尾市は、大阪府下で外国人市民が4番目に多い自治体であり、地域には、韓国・朝鮮籍をはじめ、ベトナム籍、中国籍など、さまざまな国籍や民族、文化的背景を持った外国人市民がともに暮らしています。国籍や背景などの違いがあっても、外国人市民も八尾市民であり、地域の担い手です。

それぞれに異なる背景を持った外国人市民と日本人市民、一人ひとりが地域社会を構成する一員として、国籍、民族、文化などの違いを尊重し、互いに学びあい、ともに生活できる「多文化共生社会」の構築をめざしていくことが大切です。

外国人市民会議は、外国人市民の意見を市政に反映させ、多文化共生社会を実現していくために2011年度に設置されました。2023年度には第7期に入り、2年間の任期を新たなメンバーでスタートしました。2020年から2023年途半ばころまで新型コロナウイルス感染症が流行したため、「第2次八尾市多文化共生推進計画」に掲載している目標とおりには進まない時期もありましたが、SNSを活用した情報発信などを中心に、対面以外で行える事業について積極的な意見交換が行われました。

外国人市民会議では、これまで八尾市が推進してきた取組みや、今後の施策の方向性、実際に取り組んでいく事業について、八尾市より報告を受け、これらの報告について委員それぞれの立場、経験から意見交換し、市民会議の意見としてとりまとめました。

八尾市におかれましては、この意見に基づき、「人権尊重と平和を希求する共生社会」の実現に向けて、積極的に多文化共生推進施策の推進に努められることを希望いたします。

2025年3月

八尾市外国人市民会議

座長 野中 モニカ

目 次

1. 市民会議からの意見	1
2. 八尾市外国人市民会議委員名簿	3
3. 八尾市外国人市民会議開催経過	4
4. 八尾市外国人市民会議設置要綱	6
5. 資料	10

1. 市民会議からの意見

多文化共生の推進に向けた新たな計画の策定にあたり、会議の中で意見交換した内容をまとめました。ここでは、「第2次八尾市多文化共生推進計画」の基本目標に沿って、意見を整理するとともに、多文化共生推進計画の進捗管理などについて出された意見をまとめています。

■ コミュニケーション支援

- SNS を使用した多言語情報発信は、画像つきで配信されているのでわかりやすく、配信内容はとても良い。もっと多くの方に知ってもらいたい。
- 中国やベトナムでは、LINE と異なる SNS が主流のため、LINE を使用していない人が多いが、日本にきて LINE の使用を始めた人も多いと思う。また、通知が届かないように登録を避けている人も少なからずいるため、閲覧のみされている人も一定数いると思う。
- SNS の登録者数を増やすには、キーパーソンより情報を広めることや SNS の登録完了までを一緒に行うようなサポートが必要である。
- 母語や国旗が入ったチラシの方が興味を持ってもらいやすい。
- ベトナム語、中国語、英語だけでなく、タイ語やタガログ語、ネパール語などの少数言語のニーズもある。チラシの翻訳語数も増やすことを検討してほしい。
- 日本語だけの表記では難しいので、いくつかの単語だけでも多言語表記をしてほしい。
- 市役所の機能は国によって異なるため、市役所に行くのは勇気がいる。日本の市役所の役割、何ができるのかを外国人市民に教えてほしい。
- 市役所の課名だけでは、どのような手続きが出来るのか分からないため、八尾市ホームページの「各課の窓口」に紹介されている主な業務内容を簡単な日本語や多言語に変換して、課の名前と一緒に箇条書きすればよいのではないかな。
- 目的だけで担当課にたどり着くことのできるような案内になるとありがたい。
- わかりやすいため、フロアマップにはピクトグラムを使用してほしい。
- フロアマップをつくるときに、学生からアイデアを出してもらったらよいのではないかな。
- 「外国人市民からよく聞かれる質問」「外国人市民がよく行う手続き」を一覧表にしてあると分かりやすい。
- 通訳者の配置や外国人対応の窓口は1階にあった方がよい。

■ 外国人市民が生活しやすい環境づくり

- ・ 今年1月に能登半島地震の発生により、防災への関心が高まってきている。避難所の情報は外国人市民に届きにくいいため、防災訓練などを実施してほしい。
- ・ 災害時の避難所はどんな機能があるのかを外国人市民に周知してほしい。避難所へ行くまでの避難支援と安否確認対策班を作してほしい。SNS 等で外国人へのよくない噂も出るため、怖くて行きにくい。
- ・ 海外では様々な詐欺が多発しているため、「八尾市公式」であることを強調して広報することで、外国人市民は安心して登録できる。
- ・ 八尾市内で仕事が探せるよう、外国人の就労支援に力を入れてほしい。外国人市民だとわかると、通訳支援をされている梅田の施設を案内されてしまう。

■ 外国人市民も活躍できる多様性を認め合う地域づくり

- ・ 八尾市職員には、外国人市民に対する知識・歴史的経緯を学んでほしい。また外国人を受け入れ、共生することで発展してきた八尾市に誇りを持ってもらいたい。
- ・ 異文化交流をする機会や外国人市民どうしの交流会(ワークショップなど)をしてほしい。
- ・ 外国人市民に対して、「支援をしてあげている」という気持ちになっているのではないか。その気持ち自体が、八尾市が目指す多文化共生とは言えないと思う。
- ・ 外国人のこどもたちのアイデンティティを大事にしてほしい。
- ・ 外国人市民が行政に対して自由に発言できる「オンライン目安箱」がほしい。
- ・ 外国人市民にとって、八尾市国際交流センターの存在はありがたい。

2. 八尾市外国人市民会議委員名簿

任期: 2023年10月1日から2025年3月31日

区 分	団体名等	氏 名
座 長	天理大学国際学部外国語学科 教授	野中 モニカ
副座長	近畿大学国際学部 教授	桑名 恵
公募市民	(ガーナ籍)	ダーリントン ティカス イブラヒム
	(中国籍)	祖 艶婷
	(韓国籍)	李 昌宰
	(バトナム籍)	レ ティ キウ ナアー
	(カナダ籍)	ジェレミー カールソン
その他	八尾市在日外国人教育研究会 事務局	清原 沙知子
	特定非営利活動法人 トッカビ 代表理事	朴 洋幸
	八尾市外国人市民行政相談窓口通訳者	王 翠珍
	公益財団法人 八尾市国際交流センター 局長	山内 雅之

3. 八尾市外国人市民会議開催経過

開催日時	場 所	内 容
【2013 年度第 1 回】 2013 年 8 月 21 日	八尾市役所 701 会議室	委員の委嘱 会議の進め方について 外国人施策について説明 意見交換 「外国人市民が安全で安心して暮らせるまちづくり」
【2013 年度第 2 回】 2013 年 9 月 26 日	八尾市役所 研修室	意見交換 「多様性を認めあう教育とサポート体制の推進」 「外国人市民への偏見をなくすための人権啓発の充実」
【2013 年度第 3 回】 2014 年 1 月 27 日	八尾市役所 602 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画(素案)」について
【2014 年度第 1 回】 2014 年 7 月 25 日	八尾市役所 701 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「災害多言語支援センターについて」
【2014 年度第 2 回】 2015 年 1 月 27 日	八尾市役所 701 会議室	意見交換 「地域における多文化共生の推進について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2015 年度第 1 回】 2015 年 8 月 20 日	八尾市役所 第 2 委員会室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「生活ガイドブックについて」
【2015 年度第 2 回】 2015 年 1 月 26 日	八尾市役所 701 会議室	意見交換 「多文化共生モデル地域事業について」 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2016 年度第 1 回】 2016 年 6 月 10 日	八尾市役所 401 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「情報提供・情報発信について」

開催日時	場 所	内 容
【2016年度第2回】 2017年2月14日	八尾市役所 601A 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2017年度第1回】 2017年10月26日	八尾市役所 603 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「外国人の保健・医療について」
【2017年度第2回】 2018年2月6日	八尾市役所 大会議室 B	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市多文化共生推進計画の進捗状況の評価方法について」 「他国と違った日本の生活習慣について」
【2018年度第1回】 2018年8月29日	八尾市役所 602 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗状況の評価方法について」 「外国人市民からのよくある質問と答え」
【2018年度第2回】 2019年2月8日	八尾市役所 701 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」 「外国人労働者への支援について」
【2019年度第1回】 2019年10月9日	八尾市役所 603 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「外国人市民のための子育てチャートリーフレットについて」
【2019年度第2回】 2020年2月4日	八尾市役所 802 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人相談窓口で発信する情報について」

開催日時	場 所	内 容
【2020 年度第1回】 2020 年 9 月 17 日	八尾市役所 701 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市多文化共生推進計画の中で課題に感じること」
【2020 年度第2回】 2020 年 11 月 18 日	八尾市役所 研修室	意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画 取り組み内容について」
【2020 年度第3回】 2021 年 2 月 8 日	八尾市役所 第2委員会室	意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画(素案)」について 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2021年度第1回】 2021 年 11 月 11 日	八尾市役所 西館 502 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「はじめて八尾市に来た外国人市民に伝えたい情報」
【2021年度第2回】	—	新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止
【2022年度第1回】 2022 年 9 月 7 日	八尾市役所 602 会議室	会議の進め方について 意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「多言語情報等で発信する情報について」
【2022年度第2回】 2023 年 3 月 1 日	八尾市役所 603 会議室	意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「外国人市民と日本人市民の交流について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」

【2023年度第1回】 2023年11月13日	八尾市役所 603 会議室	会議の進め方について 意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「SNS を使った多言語情報発信「やおがる」について」
【2023年度第2回】 2024年2月8日	八尾市役所 603会議室	意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市職員に伝えたいこと、知ってほしいこと」
【2024年度第1回】 2024年7月17日	八尾市役所 701 会議室	会議の進め方について 意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市役所のフロアマップ作成について」
【2024年度第2回】 2025年3月5日	八尾市役所 603会議室	意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「外国人市民と日本人市民の交流について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」

4. 八尾市外国人市民会議設置要綱

(設置)

第1条 八尾市は、外国人市民にとって住みよいまちづくりを進めるために、外国人市民の意見を市政に反映させることを目的として「八尾市外国人市民会議」(以下、「外国人市民会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 外国人市民会議は、外国人市民の生活の利便性向上と地域住民との共生、市政参画の推進に関する事項など、本市の国際化施策推進に関する事項について話し合い、当該意見を市に提出する。

(組織)

第3条 外国人市民会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募により選出された市民

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員には、年齢満 18 歳以上で、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により引き続き 1 年以上本市の住民基本台帳に記載されている外国人住民(同法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。)を含めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は 2 年以内とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 外国人市民会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 外国人市民会議は、座長が招集し、座長がその進行にあたる。

2 座長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

3 外国人市民会議の会議では日本語を用いる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼の額は、外国人市民会議に出席した日一日につき次のとおりとする。

(1) 学識経験者 21,000 円

(2) その他の委員 8,000 円

(専門部会)

第8条 座長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、外国人市民会議に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 外国人市民会議の事務局は、人権ふれあい部人権政策課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、外国人市民会議の運営に関し必要な事項は、人権ふれあい部長が定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

5. 資料

■ 八尾市における外国籍を有する市民の数

2025年1月1日現在

順位	国籍・地域	人 数(人)	割 合(%)
1	ベトナム	3,248	35.0%
2	韓国・朝鮮	2,510	27.0%
3	中国	2,180	23.5%
4	フィリピン	354	3.8%
5	インドネシア	157	1.7%
6	ネパール	149	1.6%
7	ミャンマー	127	1.3%
8	タイ	79	0.9%
9	台湾	64	0.7%
10	ブラジル	62	0.7%

八尾市全体人口 259,158 人 (2025年 1 月 1 日現在)

外国籍市民総数 9,281 人 (2025年 1 月 1 日現在)

■ 大阪府の市区町村別在留外国人数

2022年12月31日現在

市関係(大阪市、堺市を除く)				大 阪 市 関 係	
岸和田市	3,238	門真市	3,545	都島区	3,611
				福島区	1,865
豊中市	6,834	摂津市	1,721	此花区	2,393
				西区	5,233
池田市	2,193	高石市	605	港区	3,575
吹田市	6,501	藤井寺市	942	大正区	1,964
泉大津市	1,539	東大阪市	19,647	天王寺区	5,188
高槻市	3,896	泉南市	928	浪速区	10,359
貝塚市	1,309	四條畷市	650	西淀川区	5,067
守口市	2,823	交野市	638	東淀川区	7,493
枚方市	5,430	大阪狭山市	536	東成区	7,637
茨木市	4,215	阪南市	490	生野区	27,727
八尾市	8,147			旭区	2,498
泉佐野市	2,178		城東区	5,322	
富田林市	2,042		阿倍野区	3,823	
寝屋川市	3,351		住吉区	4,862	
河内長野市	883		東住吉区	4,326	
松原市	2,081		西成区	12,024	
大東市	3,035		淀川区	8,098	
和泉市	3,006		鶴見区	2,144	
箕面市	3,042		住之江区	4,770	
柏原市	1,693		平野区	8,812	
羽曳野市	1,396		北区	6,253	
合 計			98,534	中央区	9,794
			合 計	154,838	

堺 市 関 係	
堺区	5,596
中区	1,726
東区	1,123
西区	2,152
南区	3,099
北区	2,231
美原区	948
合 計	16,875

町 村 関 係	
島本町	264
豊能町	137
能勢町	107
忠岡町	548
熊取町	365
田尻町	137
岬町	338
太子町	130
河南町	150
千早赤阪村	26
合 計	2,202

市計	98,534
大阪市計	154,838
堺市計	16,875
町村計	2,202
合 計	272,449

(出典:大阪府ホームページ)